

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2015年10月2日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 室町 正志
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

2015年9月30日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2015年9月30日

(2) 当該決議事項の内容

(会社提案)

第1号議案 定款変更の件

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として室町正志、牛尾文昭、伊丹敬之、綱川智、平田政善、野田晃子、池田弘一、古田佑紀、小林喜光、佐藤良二、前田新造を選任する。

(株主提案)

第3号議案 不適切会計(\*1)についての情報の開示に関する定款変更の件

(\*1) 2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第4号議案 不適切会計(\*1)の調査に関する情報の開示に関する定款変更の件

(\*1) 2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第5号議案 不適切会計(\*1)に関する特別調査委員会による調査についての情報の開示に関する定款変更の件

(\*1) 2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第6号議案 不適切会計(\*1)に関する調査結果の開示に関する定款変更の件

(\*1) 2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第7号議案 不適切会計(\*1)問題によって生じた損害についての情報の開示に関する定款変更の件

(\*1) 2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第8号議案 不適切会計(\*1)問題に関する取締役、執行役の情報の開示に関する定款変更の件

(\*1) 2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第9号議案 不適切会計(\*1)問題に関する取締役、執行役の処分内容の開示に関する定款変更の件

(\*1) 2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第10号議案 不適切会計(\*1)問題によって生じた損害の賠償請求に関する定款変更の件

(\*1) 2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第11号議案 不適切会計(\*1)問題の調査に関する定款変更の件

(\*1) 2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第12号議案 不適切会計(\*1)問題に関する取締役会、監査委員会の議事録の開示に関する定款変更の件

(\*1) 2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第13号議案 不適切会計(\*1)問題に関する社員(取締役、執行役を除く)の情報の開示に関する定款変更の件

(\*1) 2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第14号議案 不適切会計(\*1)問題によって損害を被った株主、元株主に対する賠償に関する定款変更の件

(\*1) 2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

第15号議案 株主総会における議決権行使に関する定款変更の件

第16号議案 取締役選任の件

取締役として宇沢亜弓、久保利英明、高橋進、中島茂、濱田眞樹人、宮内義彦を選任する。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	本総会出席株主のうち賛否を確認できなかった株主の議決権(個)	可決要件	決議の結果	賛成の割合	反対の割合
第1号議案	2,673,853	69,103	6,954	9,816	(注)1	可決	96.89%	2.50%
第2号議案								
室町正志	2,099,081	643,648	7,200	9,816	(注)2	可決	76.06%	23.32%
牛尾文昭	2,061,110	681,815	7,005	9,816	(注)2	可決	74.68%	24.71%
伊丹敬之	1,855,377	887,547	7,005	9,816	(注)2	可決	67.23%	32.16%
綱川智	2,634,173	108,752	7,005	9,816	(注)2	可決	95.45%	3.94%
平田政善	2,690,201	52,725	7,005	9,816	(注)2	可決	97.48%	1.91%
野田晃子	2,703,879	39,047	7,005	9,816	(注)2	可決	97.98%	1.41%
池田弘一	2,712,785	30,143	7,005	9,816	(注)2	可決	98.30%	1.09%
古田佑紀	2,712,599	30,329	7,005	9,816	(注)2	可決	98.29%	1.10%
小林喜光	2,713,693	29,235	7,005	9,816	(注)2	可決	98.33%	1.06%
佐藤良二	2,713,534	29,394	7,005	9,816	(注)2	可決	98.33%	1.07%
前田新造	2,713,511	29,417	7,005	9,816	(注)2	可決	98.32%	1.07%
第3号議案	164,024	2,577,834	8,070	9,816	(注)1	否決	5.94%	93.41%
第4号議案	161,738	2,580,099	8,070	9,816	(注)1	否決	5.86%	93.49%
第5号議案	161,197	2,580,644	8,070	9,816	(注)1	否決	5.84%	93.51%
第6号議案	161,051	2,580,798	8,070	9,816	(注)1	否決	5.84%	93.52%
第7号議案	163,379	2,579,379	7,218	9,816	(注)1	否決	5.92%	93.46%
第8号議案	171,949	2,569,899	8,070	9,816	(注)1	否決	6.23%	93.12%
第9号議案	171,618	2,570,234	8,070	9,816	(注)1	否決	6.22%	93.13%
第10号議案	215,911	2,525,729	8,265	9,816	(注)1	否決	7.82%	91.52%
第11号議案	192,219	2,550,433	7,218	9,816	(注)1	否決	6.97%	92.42%
第12号議案	169,213	2,572,625	8,070	9,816	(注)1	否決	6.13%	93.22%
第13号議案	160,375	2,582,338	7,218	9,816	(注)1	否決	5.81%	93.57%
第14号議案	157,457	2,584,364	8,070	9,816	(注)1	否決	5.71%	93.65%
第15号議案	603,293	2,132,330	14,294	9,816	(注)1	否決	21.86%	77.27%
第16号議案								
宇沢亜弓	406,259	2,332,402	11,233	9,816	(注)2	否決	14.72%	84.52%
久保利英明	406,211	2,332,450	11,233	9,816	(注)2	否決	14.72%	84.52%
高橋進	406,217	2,332,444	11,233	9,816	(注)2	否決	14.72%	84.52%
中島茂	406,203	2,332,458	11,233	9,816	(注)2	否決	14.72%	84.52%

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	本総会出席株主のうち賛否を確認できなかった株主の議決権(個)	可決要件	決議の結果	賛成の割合	反対の割合
濱田眞樹人	406,187	2,332,474	11,233	9,816	(注)2	否決	14.72%	84.52%
宮内義彦	406,003	2,332,658	11,233	9,816	(注)2	否決	14.71%	84.53%

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
3. 当社では、議決権行使書面に棄権欄を設けておらず、また株主総会当日において棄権票を数えることはしておりません。ただし、議決権の不統一行使を行う株主等で棄権の意思が明示された場合に限り棄権票として取り扱っています。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び委任状により出席した株主等のうち賛否を確認できたものにより、第1号議案及び第2号議案については、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立し、第3号議案から第16号議案までについては、会社法上否決されることが明らかになったため、委任状により出席した株主等のうち賛否を確認できたものを除く本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は、各項目の議決権数に加算しておりません。

また、賛成又は反対の割合については、本総会当日出席株主のうち賛否を確認できなかった株主の議決権数も分母に加算して計算しています。本総会当日出席株主の議決権数は、最初の議案の審議を開始した時点のものであり、それより前に退場した株主の議決権数は減算しています。

以上